

## E7秋田自動車道における災害体制解除の情報（第4報）（終報）

## 能代河川国道事務所

## 災害対策支部【注意体制(道路)】解除

能代河川国道事務所では、吹雪による視界不良のため、令和5年1月25日14時55分に道路災害対策支部(注意体制)を設置しておりましたが、早朝除雪により視界不良が改善され、通行に支障がないことを確認したことから、**1月26日8時30分に体制を解除しました。**

引き続き、今後の道路情報と気象情報には十分な注意をしていただくようお願いします。

## ◆災害支部体制

区分	注意体制	警戒体制	非常体制	体制解除
[道路]	[設置] 1月 25日 14時 55分	月 日 時 分	月 日 時 分	1月 26日 8時 30分

## ◆交通規制の概要

秋田自動車道 鷹巣IC～小坂北IC 上下通行止め 規制解除 22時00分

道路情報は、インターネットでもご覧になれます。

(事務所HP) <http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/index.html>

## 《問い合わせ先》

国土交通省 東北地方整備局 能代河川国道事務所  
道路災害対策支部(道路)  
TEL 0185-70-1001(事務所代表)

ふくしよちゆう どうろ たんとろ きききみのる  
副所長(道路担当) 佐々木 稔